

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	障害児通所給付費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

周南市は、障害児通所給付費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務のシステム操作者を限定し、後から追跡調査ができるように、その使用記録を保存している。

評価実施機関名

周南市長

公表日

令和6年3月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児通所給付費の支給に関する事務
②事務の概要	児童福祉法(昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号)による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供に関する事務 ①児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費又は同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務 ②同法第二十一条の五の八第二項の通所給付決定の変更に関する事務 ③同法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供に関する事務 ④同法第五十六条第二項又は第三項の費用の徴収に関する事務
③システムの名称	障害福祉総合システム(障害児通所給付費等の支給)
2. 特定個人情報ファイル名	
障害児通所給付費等の支給に関するファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 情報利用の根拠 (1)番号法第9条(利用範囲)第1項、第2項、番号法別表第1の8及び番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第8条 (2)番号条例第3条(個人番号の利用範囲)第1項及び第3項 2 情報提供の根拠 (1)番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第11号、番号法別表第2の16、56の2、116及び番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第30条、第59条の2の2 (2)番号条例第4条(特定個人情報の提供)第1項第1号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第8号、番号法別表第2の16、56の2、116及び番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12、30条 (情報照会) 番号法第19条第8号、番号法別表第2の10、11、12及び番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9、10条、10条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	周南市役所 福祉部 障害者支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	周南市役所 福祉部 障害者支援課 (745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8463)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	周南市役所 福祉部 障害者支援課 (745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8463)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月13日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>児童福祉法(昭和二十二年十二月十二日法律第六十四号)による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供に関する事務</p> <p>①児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費又は同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務</p> <p>②同法第二十一条の五の八第二項の通所給付決定の変更に関する事務</p> <p>③同法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供に関する事務</p> <p>④同法第五十六条第二項又は第三項の費用の徴収に関する事務</p>	<p>児童福祉法(昭和二十二年十二月十二日法律第六十四号)による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供に関する事務</p> <p>①児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費又は同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務</p> <p>②同法第二十一条の五の八第二項の通所給付決定の変更に関する事務</p> <p>③同法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供に関する事務</p> <p>④同法第五十六条第二項又は第三項の費用の徴収に関する事務</p>	事後	
令和3年4月13日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1 情報利用の根拠</p> <p>(1) 番号法第9条(利用範囲)第1項、第2項、番号法別表第1の8及び番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第8条</p> <p>(2) 番号条例第3条(特定個人情報の利用)第1項</p> <p>2 情報提供の根拠</p> <p>(1) 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第9号、番号法別表第2の16、56の2、116及び番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第30条</p> <p>(2) 番号条例第4条(特定個人情報の提供)第1項</p>	<p>1 情報利用の根拠</p> <p>(1) 番号法第9条(利用範囲)第1項、第2項、番号法別表第1の8及び番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第8条</p> <p>(2) 番号条例第3条(個人番号の利用範囲)第1項及び第3項</p> <p>2 情報提供の根拠</p> <p>(1) 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第10号、番号法別表第2の16、56の2、116及び番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第30条、第59条の2の2</p> <p>(2) 番号条例第4条(特定個人情報の提供)第1項</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月13日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第7号、番号法別表第2の16、56の2、116及び番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12、30条 (情報照会) 番号法第19条第7号、番号法別表第2の10、11、12及び番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9、10条	(情報提供) 番号法第19条第7号、番号法別表第2の16、56の2、116及び番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12、30条 (情報照会) 番号法第19条第7号、番号法別表第2の10、11、12及び番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9、10条、10条の2	事後	
令和3年4月13日	II しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和2年1月1日	令和3年1月1日	事後	
令和3年8月31日	3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	2 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第10号、番号法別表第2の16、56の2、116及び番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第30条、第59条の2の2 (2) 番号条例第4条(特定個人情報の提供)第1項	2 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第11号、番号法別表第2の16、56の2、116及び番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第30条、第59条の2の2 (2) 番号条例第4条(特定個人情報の提供)第1項2	事前	
令和3年8月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第7号、番号法別表第2の16、56の2、116及び番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12、30条 (情報照会) 番号法第19条第7号、番号法別表第2の10、	(情報提供) 番号法第19条第8号、番号法別表第2の16、56の2、116及び番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12、30条 (情報照会) 番号法第19条第8号、番号法別表第2の10、	事前	
令和6年3月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	
令和6年3月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	①部署 周南市役所 こども・福祉部 障害者支援課	①部署 周南市役所 福祉部 障害者支援課	事前	

